07 財務省（特区第14次 再々検討要請回答）

管理コード	要望事項（事項名）	関係法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討業務	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討業務に対する回答	再々検討業務	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討業務に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	揮発油の数量測定に質量流量計を使用する場合の容器試験方法の提案	個別通達：昭和44．11．18付間消42－27 関間第3223号	揮発油税及び地方道路税は、揮発油の容量に応じて課税する従量税であることから、通達（関間第3223号）で数量測定に流量計を使用する場合の容器の試験方法について、検定満了日から1年以内に満了する流体（ガソリン、軽油）を使用して計測した容器と基準検査に合格した基準容器を使用して課税時に用いる容器と、当該流量計を使用して計測した容器を比較して、その差が一定の範囲内にあるかどうかを試験することとしている。 この試験は、納税者の事務負担の軽減等の観点から、おおむね2年に1回以上行うこととしている。	揮発油税法では、取引流量計の検定は定められておらず、通達（関間第3223号）で数量測定に流量計を使用する場合の容器の試験方法について、検定満了日から1年以内に満了する流体（ガソリン、軽油）を使用して計測した容器と基準検査に合格した基準容器を使用して課税時に用いる容器と、当該流量計を使用して計測した容器を比較して、その差が一定の範囲内にあるかどうかを試験することとしている。 この試験は、納税者の事務負担の軽減等の観点から、おおむね2年に1回以上行うこととしている。 ・容器検定に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第5条 ・事業者の取扱及び連携に関する法律 第6条の4	従来の容器試験方法は、同じラインで流体を流し、基準器（オイルメーター）と容器試験を行う流量計でそれぞれ容量の測定を行い、基準器との測定値の比較による容器試験を行うものだが、測定流量と容器流量が異なるものであり、容器試験方法が異なる、容量流量計でも、前者と同様の試験は可能であるが、容量を測定する流量計の特性とは異なり、本来の容量流量計の容量試験と合わせ2回受験する必要があることから、費用が増大する、また、2回受験することで、容器試験に要する期間が増大し、この間、数量測定ができず、工場の操業に支障を来すことなども、このことから、揮発油の測定に容量流量計を使用する場合に、容量流量計の容器試験方法も認められるようにしたい。 【補足】通常の揮発油申告は容積で申告するようになっているが、容量流量計を使用する際の容積の測定結果も出力できることから、計測コンピュータ等で容量と容積（リットル）を演算し、出力することが可能である。このことから、揮発油の通常申告は容積（リットル）でも申告できるとの問題ないと考える。	D	-	各府省庁からの提案に対する回答 本件通達で流量計の精度および容量の単位が容量であることを要件としている。揮発油税及び地方道路税が、揮発油の容量に応じて課税する仕組みを採っていることに基づく当然の帰結であり、提案は困難である。 したがって、流量計の精度のバラツキ如何で、最終量を容積で直接算定した容量との比較（器差試験）を行うことが必要であると考えている。 なお、本要望のような、通達の要件を具備しない流量計を使用したい旨の申出が税務署長又は税関長に対してなされた場合には、石油類の数量測定の実施等からして、その申出に相当の理由があると認められるときには、それによることを認めていくこととする。	D	-	提案主体からの意見について再検討をいただきたい。										財務省
070020	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	-容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（第1条、第2条、第11～14条、第21～22条） ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第3条、第4条 ・事業者の取扱及び連携に関する法律 第6条の4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）では、容器包装廃棄物については、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者（容器・包装の利用・製造等事業者）が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。 容器包装リサイクル法の対象とする容器包装は、要度のう併出され、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集すること。 収集後、選別施設で他素材のものの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 「再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。」 提案理由： 本市では、容器包装以外のプラスチックの完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した（年間約3万トン）。 リサイクルの拡張とともプラスチックこみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴う2039排出量も圧縮に成した。 CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すでにたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチックリーニングの負、要可使用したラップ、CDのケースなどをプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。 ・各民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置： 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答 本提案は、容器包装以外のプラスチック製品の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、プラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを使う旨の提案と、「容器包装リサイクル協会」（以下「協会」という。）に引き渡すというものである。 容器包装リサイクル制度は、市町村から引き渡された容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者（容器・包装の利用・製造等事業者）が再商品化を行うことを規定しており、実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。 容器包装リサイクル法の対象とする容器包装は、要度のう併出され、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集すること。 ・揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置に関する法律（関税定率法第21条第3項第3号に掲げる物品を定める政令の一部を改正する政令（平成19年政令第83号））	廃棄物処理法に係る環境省提案	C	1	①余理的方法による容器包装以外のプラスチック類全については、協会が指定法人に引き渡すこととされており、容器包装以外のプラスチックについてリサイクルしていない。 ②「容器及プラスチックの多くが汚れが少ないため、「材料リサイクルの取扱が困難」とはいえない。 ③「分別向上への期待」の主の提案であり、「分別意識の希薄化」につながるものではない。 以上提案は、「事業者費用負担が現状より増やないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外のプラスチックも再商品化の対象とすべきとしている（添付資料）容器包装以外のプラスチック処理施設を自治体等が整備・運営する場合、再商品化の処理コストの低減等により、容器包装以外のプラスチックも引き渡すこととしてはどうか。 ・各民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ・「2「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置： 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	環境省提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	①本市負担分についての課題は、具体的な方法を伝達し、特定事業者及び市の双方が納得できる方法を模索すれば、解決可能と考える。 ②廃棄物処理法に係る環境省提案主体からの意見 ①容器包装リサイクル制度は、容器包装以外のプラスチックを混合した状態で、「容リ協会が引き渡すこととされており、これらの廃棄物の処理を民間事業者に委託することは、制度の趣旨に反する。 ②容器包装以外のプラスチックの大半はPP・PEであり、塩化ビニルなどに切りすかである。また、塩化ビニルは比重選別等で容易に識別できる。 ③「分別向上への期待」の主の提案であり、「分別意識の希薄化」につながるものではない。 以上提案は、「事業者費用負担が現状より増やないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外のプラスチックも再商品化の対象とすべきとしている（添付資料）容器包装以外のプラスチック処理施設を自治体等が整備・運営する場合、再商品化の処理コストの低減等により、容器包装以外のプラスチックも引き渡すこととしてはどうか。 ・各民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ・「2「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置： 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	D		各府省庁からの再々検討業務に対する回答 ・容器包装以外のプラスチックの取扱の是非について ・理由に、「財 日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）では、市町村から引き渡されるプラスチック製容器包装廃棄物と同じ扱いとされ容器包装リサイクル制度の趣旨に反するものである。 ・容器包装以外のプラスチックの取扱について 容器包装以外のプラスチックについては、容器包装リサイクル法に基づき特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当するものの、容リ協会が定める「引き取り基準及びパラメーター」に基づき引き取りを行うこととされており、また、容器包装以外のプラスチックの取扱いは、容器包装リサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会形成推進基本計画においても「循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会形成推進基本計画において「循環型社会」の形成に向けた施策の一つとして、容器包装以外のプラスチックの資源化に資するとされており、以下の点から特段の取扱いは不可能である。 本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するとあるが、再商品化義務者の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第11条～13条において「義務量」であるとされており、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の容器包装種別ごとに算出することが困難である。容積方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法の定める義務を上回る負担をさせる可能性があるため、容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡すことは困難であり、以下の点から特段の取扱いは不可能である。 ・本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するとあるが、再商品化義務者の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第11条～13条において「義務量」であるとされており、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の容器包装種別ごとに算出することが困難である。容積方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法の定める義務を上回る負担をさせる可能性があるため、容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡すことは困難であり、以下の点から特段の取扱いは不可能である。 ・容器包装以外のプラスチックの取扱の是非について ・理由に、「財 日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）では、市町村から引き渡されるプラスチック製容器包装廃棄物と同じ扱いとされ容器包装リサイクル制度の趣旨に反するものである。 ・容器包装以外のプラスチックの取扱について 容器包装以外のプラスチックについては、容器包装リサイクル法に基づき特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当するものの、容リ協会が定める「引き取り基準及びパラメーター」に基づき引き取りを行うこととされており、また、容器包装以外のプラスチックの取扱いは、容器包装リサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会形成推進基本計画においても「循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会形成推進基本計画において「循環型社会」の形成に向けた施策の一つとして、容器包装以外のプラスチックの資源化に資するとされており、以下の点から特段の取扱いは不可能である。	プラスチック	I02100100	大分コンビナート立地企業連絡協議会	大分県	財務省
070030	地域の特産品を使った焼酎（しゃがいも等）の製造に伴う焼酎税	酒税法第3条第11号 酒税法及び酒類行政関連法令等解釈通達第3編第7条第1項関係の4	地方公共団体に対しては、試験製造免許を与え、酒税等の製造免許を与えない。 ただし、地域の実情を踏まえ、特に一般の参入希望者がなく、また、民間等からの出資による第3セクターの設立も困難で、事業上、地方公共団体以外には従事を行うことができないなど、特段の事由があり、酒類等製造業者の実態及び地方公共団体の議会の議決により決定されるものは、この限りでない。	通達を等が通む地方自治体においては、地方公共団体が各々産業興せ等し通めなければならない場合がある、そのための次の3点の規制緩和を定む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度まで引下げること。	新規の業用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼動させたい、しかし、税務署との協議の協議において、次の3点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。 ② 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14,000本程度の生産規模が必要 そのため、村内（村下）での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、県酒製造免許の規制緩和を求めるもの	D	-	各府省庁からの提案に対する回答 地方公共団体と民間企業とでは、法人税法等の税制上の取扱いに大きな相違があり、競争条件が異なっていることから、地方公共団体に対する免許を与えていては、試験のために酒類を製造しようとする場合は法人は、原則として認められないこととしている。 ただし、その地域の実情を踏まえ、特に一般の参入希望者がなく、民間等からの出資による第3セクターの設立も困難で、事業上、地方公共団体以外には事業を行うことができないなどの特段の事情があり、酒税の製造事業の実態について議会の議決により決定されるものは、試験免許以外の製造免許を付与することも可能としている。	D	-	提案主体と民間企業との間で、法人税法等の税制上の取扱いに大きな相違があり、競争条件が異なっていることから、地方公共団体に対する免許を与えていては、試験のために酒類を製造しようとする場合は法人は、原則として認められないこととしている。 ただし、その地域の実情を踏まえ、特に一般の参入希望者がなく、民間等からの出資による第3セクターの設立も困難で、事業上、地方公共団体以外には事業を行うことができないなどの特段の事情があり、酒税の製造事業の実態について議会の議決により決定されるものは、試験免許以外の製造免許を付与することも可能としている。	D										財務省
070031	地域の特産品を使った焼酎（しゃがいも等）の製造に伴う焼酎税 （「地方公共団体に対する製造免許」）	酒税法第3条第11号 酒税法及び酒類行政関連法令等解釈通達第3編第7条第1項関係の4	地方公共団体に対しては、試験製造免許を与え、酒税等の製造免許を与えない。 ただし、地域の実情を踏まえ、特に一般の参入希望者がなく、また、民間等からの出資による第3セクターの設立も困難で、事業上、地方公共団体以外には従事を行うことができないなど、特段の事由があり、酒類等製造業者の実態及び地方公共団体の議会の議決により決定されるものは、この限りでない。	通達を等が通む地方自治体においては、地方公共団体が各々産業興せ等し通めなければならない場合がある、そのための次の3点の規制緩和を定む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度まで引下げること。	新規の業用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼動させたい、しかし、税務署との協議の協議において、次の3点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。 ② 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14,000本程度の生産規模が必要 そのため、村内（村下）での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、県酒製造免許の規制緩和を求めるもの	D	-	各府省庁からの提案に対する回答 地方公共団体と民間企業とでは、法人税法等の税制上の取扱いに大きな相違があり、競争条件が異なっていることから、地方公共団体に対する免許を与えていては、試験のために酒類を製造しようとする場合は法人は、原則として認められないこととしている。 ただし、その地域の実情を踏まえ、特に一般の参入希望者がなく、民間等からの出資による第3セクターの設立も困難で、事業上、地方公共団体以外には事業を行うことができないなどの特段の事情があり、酒税の製造事業の実態について議会の議決により決定されるものは、試験免許以外の製造免許を付与することも可能としている。	D										財務省
070032	地域の特産品を使った焼酎（「地方公共団体に対する製造免許」の定義の緩和）	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関連法令等解釈通達第3編第10条第11号関係の2の4）	単式蒸留しょうちゅう製造免許については、①酒原価基準割合が下取りしょうちゅう5割未満である場合、②特産品しょうちゅう5割未満である場合、③単式蒸留しょうちゅう製造事業が企業合理化を図るための新たに製造場を設置しようとする場合に、付与することとしている。	通達を等が通む地方自治体においては、地方公共団体が各々産業興せ等し通めなければならない場合がある、そのための次の3点の規制緩和を定む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度まで引下げること。	新規の業用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼動させたい、しかし、税務署との協議の協議において、次の3点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。 ② 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14,000本程度の生産規模が必要 そのため、村内（村下）での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、県酒製造免許の規制緩和を求めるもの	D	-	各府省庁からの提案に対する回答 単式蒸留しょうちゅうの製造免許については、①地方公共団体による廃棄財源の確保②地方公共団体による雇用創出③地域の特産品の育成などの観点から、一般的に当該地域における特産品として認められる焼酎、泡盛、単式蒸留しょうちゅうなどに限定されている。 したがって、現在、「特産品」としての認知度が低い場合であっても、地方公共団体による廃棄財源の確保などがあるならば、今後、特産品として育成することが確実と認められる蓋然性があれば、これを主眼をおいた単式蒸留しょうちゅう製造免許を付与することも可能としている。	D										財務省

07 財務省（特区第14次 再々検討要請回答）

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070033	地域の特産品を使った焼酎（じゃがいも等）の製造に伴う規制緩和 （③酒類の製造免許の要件緩和）	酒税法第７条第２項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量（単式蒸留しょうちゅうは10 キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推し進めなければならない場合がある。そのため次の３点の規制緩和を望む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える.。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度までさげること。	新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼動させたい。 しかし、税務署との数度の協議において、次の３点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。 ② 檜原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題 ③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14，000本程度の生産設備が必要 そのため、村内（村）での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるもの	C	—	酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じた客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としているところである。			C	—				C	—			1024010	檜原村	東京都	財務省
070040	特定農業者以外の者による特定酒類の製造事業	構造改革特別区域法第28条	構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	山間地の非農家民宿旅館等経営者による地域産の原材料を使って作るどぶろく（果実酒を含む）等の製造並びに利用者への提供	非農家民宿及び旅館において特定酒類の製造並びに宿泊客への提供を行うことにより、激減する観光客集客を取り戻すことにより地域の活性化を図る。 具体的には、激減する観光客（特に宿泊客）を呼び込むため、グリーンツーリズム事業（山村体験型）と特定酒類（どぶろく）を提供することとを連携した、新たな観光スポットとしての地位を創り上げ、地域の活性化を図っていく。 八代市泉町は、九州中央山地国定公園、五木五家荘県立自然公園に指定され、平家落人伝説で知名度の高い秘境「五家荘」を有し、これまでに観光振興による地域づくりに取り組んできた。 しかしながら、近年の経済情勢や社会環境の変化で、観光入込客が減少傾向にあり、有効な対策が打ち出せないでいる。 こうした中で、五家荘地区には以前「五家ビール」という銘柄の幻の「どぶろく」が伝えられていたことがあり、このことと、近年のグリーンツーリズム事業の広がりを受けて、山村体験メニューを充実させ、民宿旅館業者が積極的に関わりながら、米の収穫体験などを通して新たな事業の創設に向けた環境整備を図るものである。 現在の「どぶろく特区」の規制枠では、自家生産原材料を使用しての製造しか認められていないので、五家荘地域のように急峻な山間地では生産拠点である水田が無く原材料を他の地区から求めなければならず、生産可能な泉町全域からの原料購入または委託生産等によって確保した場合においても製造・提供が出来るように規制を緩和することで、五家荘地区の民宿旅館関係者でも制度活用の道が開け、地域ブランドの確立によって宿泊客の確保とリピーターの増加が見込まれ、地域全体としての底上げによる活性化が期待される。	C	—	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を営む農業者に限定したものである。	地域で生産された米を直接購入するなど、原料コスト低減や納税の確保ができるのであれば提案主体の要望が実現できるか、右の提案主体からの意見をもとに再度検討し、回答されたい。	本提案において「非農家民宿旅館等経営者」としたのは、提案区域内において、具体的には、保有山林面積1ha以上の林家民宿旅館等経営者であり、当区域内に11戸となっており特定可能な民宿旅館である。本提案は、五家荘地区以外の米農家と、五家荘地区の林家民宿旅館が委託生産若しくは、直接購入によって安価に原料となる米を確保することを想定している。補足資料の理由により米の自家生産者自らではなくとも、泉町管内に限定して、委託生産方式等をとることにより、採算性や税務当局の実態把握に問題は生じず、他のどぶろく特区と同様の効果及び制度の円滑なる実施が可能である。	C	—	前回の回答で述べたとおり、民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることで原料コストの低減が図られ、酒税の納税に支障をきたすことが少なくなるのではないかと考えられたことや、民宿等を営む農業者がその農家民宿等で濁酒を提供することを通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、本特例の対象者は、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者に限定して認められたものである。	本提案は、生産農家からの直接購入による原料コストの低減や、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図りたい等、貴省の回答に合致した提案である。右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	申請区域内の対象者は、山間地の段々畑により野菜等しか生産しておらず、米の生産は労働力不足の状況、機械化もできない等による経営面からも、原料米を生産者から直接求める方が自家生産米より割安と思われる。また、直接購入とすることにより一般販売店からの購入と比べても割安である。但し、購入米は指定地域内産に限定する。当該申請区域におけるどぶろく製造対象者は限られており、民宿旅館業と兼ねることでどぶろくの消費量も見込めるため、採算面を見ても有利になる（別添資料参照）。また、対象者を林家民宿旅館等経営者とすることで、税務当局の違法行為等の実態把握も容易になる。	C	—	前回及び前々回の回答で述べたとおり、本特例の対象者は、酒税の保全や農村に滞在しながら余暇を過ごすというグリーンツーリズムの推進を図る観点から、原料を自ら生産する農業者で、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者に限定して認められたものであり、対応困難である。		1067010	八代市	熊本県	財務省
070040	特定農業者以外の者による特定酒類の製造事業	構造改革特別区域法第28条	構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	現行法で規定されている酒造業者の最低醸造量6KLを緩和したどぶろく特区をさらに緩和し、食品業者による製造を認めていただきたい。	今回のどぶろく特区の提案は、地域資源としての山田錦の多様な活用を引き出すことであるので、農家以外の食品業者による製造を認めることで、より大きな地域活性化に役立つ潜在的マーケットが姿を現すと考える。現在のままでは、各地域のポテンシャルを十分引き出せているとは思えない。酒税の納税が確保されるのなら問題はないと考える。	C	—	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を営む農業者に限定したものである。	地域で生産された米を直接購入するなど、原料コスト低減や納税の確保ができるのであれば提案主体の要望が実現できるか再度検討し、回答されたい。		C	—	前回の回答で述べたとおり、民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることで原料コストの低減が図られ、酒税の納税に支障をきたすことが少なくなるのではないかと考えられたことや、民宿等を営む農業者がその農家民宿等で濁酒を提供することを通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、本特例の対象者は、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者に限定して認められたものである。			C	—			1057010	三木商工会議所青年部	兵庫県	財務省
070050	どぶろく製造方法の緩和	構造改革特別区域法第28条	酒税法の特例が認められているその他の醸造酒（濁酒）は、自ら生産した米等を原料として発酵させたもので、こさないものに限ることとされている。	現行法で規定されている清酒とは米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものということで、一度こしたものは清酒となるということだが、この規制をどぶろく特区適応地域に限り、緩和していただいて清酒メーカーが販売している濁り酒などをこすために使っているものを使ってこしたものまでをどぶろくとして認めていただきたい。	現行法で規定されている清酒とは米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものということで、一度こしたものは清酒となるということなので、どぶろくとは一度もこさないものをさす、これを少し緩和し、どぶろく特区適応地域に限り、一定の方法でこす場合にのみ、それを清酒ではなく、どぶろくとしてみとめて頂きたい。清酒メーカーが販売している濁り酒などをこすために使っている粗いメッシュを使ってこしたものは認められている。これは清酒がどぶろくの領域に近いところまで侵食している例だが、どぶろくが清酒に近づいてゆく道は閉ざされている。どぶろく特区が地域の資源の多様な活用を引き出す目的で行われているものなら、どぶろくの多様性を認めない方向で今後とも成果が上がるのかを検討していただいた上で、どぶろく特区適応地域に限り、一定の方法でこす場合にのみ、それを清酒ではなく、どぶろくとして認めて頂きたい	C	—	酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒税法上の酒類の定義は課税対象の定義そのものであり、その見直しを求める提案は、「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当することから、今回の募集に際してホームページに明示されているとおり、検討の対象とはならないものである。 なお、濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、その対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒について認めたものであり、これを清酒について認めることはできない。	本提案は、酒類の定義についての見直しを求めているものではなく、どぶろくを一定の方法でこすというどぶろくのままでの多様化を求めているものであり、税財源措置の優遇にはあたらない。貴省においては、どぶろくをこすことが可能であるかを再度検討し、回答されたい。		C	—	前回の回答で述べたとおり、酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。どぶろくの製造工程に「こす」という行為を加えることは、清酒の製造にあたることから、これを清酒ではなくどぶろくとして認めることは酒類の定義の見直しにほかならず、本提案は、検討の対象とはならないものである。	本提案は、税率の安い清酒としてとして認めるよう求めているのではないため、税財源措置の優遇にはあたらない。 貴省においては、どぶろくをこすことが可能であるかを再度検討し、回答されたい。		C	—	前回及び前々回の回答で述べたとおり、どぶろくの製造工程に「こす」という行為を加えることは、清酒の製造にあたることから、これを清酒ではなくどぶろくとして認めることは、酒税法における酒類の定義の見直しにほかならず、本提案は、検討の対象とはならないものである。		1057020	三木商工会議所青年部	兵庫県	財務省